

1 今市中学校におけるいじめ防止の基本方針

(1) いじめの定義 〈いじめ防止対策推進法第2条〉

いじめとは、「当該生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

そして、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものである。

(2) 本校のいじめ防止における基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校、学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」、また、「いじめは人権侵害である。」という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができる学校づくりに全力で努めていかなければならない。そこで、家庭、地域社会、関係機関との連携のもと、いじめ未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、「いじめ防止基本方針」を策定した。〈いじめ防止対策推進法第13条〉

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5点を重点事項として考える。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校の教職員だけでなくスクールカウンセラー等や関係機関と協力して、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、指導・支援に当たる。

(3) いじめ防止のための学校教職員の責務と保護者への啓発

いじめの防止のためには、教職員がいじめを絶対許さない確固たる信念をもち、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめのない学校づくりに全力で臨む必要がある。

(4) いじめ防止の取組

生徒一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 家庭や地域社会との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ③ いじめに関する理解を深め回避方法を学ぶため、学級活動の時間を活用する。

(5) いじめ早期発見のための取組

- ① いじめを早期に発見するため、生徒に対するアンケート調査を行う。(毎月)
- ② いじめアンケートを受けて、疑わしい事案については迅速に調査を行う。
- ③ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。
- ④ 朝の会・帰りの会や授業中などの観察により変化を読み取り、声をかける。
- ⑤ 個人面談を計画的に実施する。(ライブトークや三者懇談)
- ⑥ hyper-QUによる学級生活状況調査を年2回実施し、学級づくりに活用する。

(6) いじめ防止対策に当たる教職員の対応能力向上

いじめ防止対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、教職員の対応能力向上を図る。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめへの対応として、インターネット利用におけるモラル教育を行う。情報モラルに関する知識の習得、いじめの防止や適切な対処ができるよう、学級活動・道徳・技術科において情報モラルの向上を図ったり、外部講師を招き情報モラル教室を行ったりする。

2 いじめ防止に関する措置

(1) 本校におけるいじめ防止対策のための校内組織の設置

いじめの防止を実効的に行うため、以下の機能を担う校内組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。(いじめ防止対策推進法第22条)

(2) 平常時におけるいじめ防止体制

- ① いじめ防止対策委員会を週1回実施し、いじめ発見の観点により生徒の生活状況等について情報交換したり、いじめ防止のための年間計画の進捗状況をチェックしたりする。
- ② 同対策委員会が保護者や関係機関の窓口となれるよう、日頃から協力体制を構築しておく。

(3) いじめ発生時におけるいじめ防止体制

- ① いじめの疑いがある場合は、すみやかに関係事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう、必要な場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者に適切に提供する。
- ⑤ 重大事態に発展する可能性のあるときは、重大事態発生時のいじめ防止体制を整え対応する。

(4) 重大事態発生時のいじめ防止体制 (いじめ防止対策推進法第28条)

生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、以下のように対処する。

- ① 重大事態が発生した旨を、日光市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する緊急対応会議を開催する。
- ③ 学校と関係機関が連携・協力し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者及びいじめを行った生徒・保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑦ 事案によっては学年又は学校全ての保護者に説明する是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ⑧ マスコミ対応が考えられる場合は、対応窓口を一本化し誠実な対応に努める。

3 いじめ防止の取組に関する評価・改善

(1) 「いじめ防止基本方針」の見直し

いじめ防止基本方針の内容については、いじめ防止対策委員会の主導により、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) 学校評価の活用

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による学校評価及び生徒・保護者それぞれの学校評価アンケートを実施し、その結果を改善に生かす。